

2026（令和8）年6月30日

## 埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）延伸に関する 速達性向上事業の実施要請に対する回答について

都市鉄道等利便増進法（平成17年法律第41号）第11条第1項の規定に基づく埼玉県・さいたま市による「埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）延伸に関する速達性向上事業の実施要請（令和8年3月31日付）」に対し、本日、埼玉県・さいたま市に下記のとおり回答しましたので、都市鉄道等利便増進法第11条第2項の規定に基づき公表いたします。

### 記

都市鉄道等利便増進法第4条第1項の規定による整備構想の認定の申請につきましては、これから実施される環境影響評価と並行して、埼玉県・さいたま市・埼玉高速鉄道(株)と事業推進上の諸条件について引き続き協議を進め、経済社会情勢や財源の見通し等を踏まえて判断いたします。

以上

＜本件に関するお問合せ先＞  
経営企画部広報戦略課  
TEL 045-222-9101

#### 第4条第1項

速達性向上事業として都市鉄道施設の整備を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市鉄道施設の整備に関する構想（以下「整備構想」という。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

#### 第11条第1項

地方公共団体は、鉄道事業者等（鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者、軌道法による軌道経営者又は都市鉄道施設の整備に係る事業を行うその他の者をいう。以下同じ。）に対して、速達性向上事業の実施の要請（実施されている速達性向上事業を変更して実施することの要請を含む。）をすることができる。この場合においては、基本方針に即して、当該要請に係る速達性向上事業に関する計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

#### 第11条第2項

前項の規定による要請を受けた者は、当該要請に基づき第4条第1項、第2項又は第6項の規定による認定の申請をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、これらの規定による認定の申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。